

## 第7回 集団的消費者被害回復制度等に関する研究会 議事要旨

1. 日時 平成21年6月11日(木) 16:00~18:00

2. 場所 内閣府本府庁舎3階特別会議室

3. 出席者

(委員)

三木浩一座長、山本和彦座長代理、窪田充見委員、高田昌宏委員、長野浩三委員

(事務局)

田中国民生活局局长、堀田大臣官房審議官(国民生活局担当)、高橋調査室長、廣澤参事官補佐、加納消費者団体訴訟室長、鈴木課長補佐

(オブザーバー)

法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局

(ヒアリング説明者)

長谷由起子 学習院大学法務研究科教授

タン・ミッシェル 帝塚山大学法政策学部教授

4. 議題

(1) 諸外国④ オランダ、オーストラリア

(2) その他

5. 議事概要

事務局より消費者庁関連3法、独禁法改正、前回の研究会の補足説明をおこなった。主なやり取りは以下の通り。

〈オランダ〉

○DES事件は有名な不法行為の損害賠償の事件で、問題は因果関係の証明が困難であることであったが、こうした人身損害については、賠償金の規定がないのでどのように和解、財産分配するのか。Shell事件については、客観的に判断できるが、人身損害の和解についてはどのようになされるのか。また、オプト・アウト方式では、外延を定めるのが重要になると考えられると考えられるが、そうした場合、潜在的被害者についてどのように特定するのか。例えば、国内にある製薬会社が国外の薬を販売しているような場合について、どのような議論がなされているのか。

○人身損害の場合、個別の査定をどのように考えるのかが問題となる。共通争点はあるが、個別の争点もきわめて複雑であるものを一括して請求しうるかについて、DES事件では、和解合意に至る際に、集合体の中で子宮頸がんや不妊症といったように同じ扱いができるグループをまとめ、条件によっては 損害

額の多寡が生じるが、その作業が集合的和解の中では重要であるとされている。因果関係の点については、最高裁が画期的な判決を出しているが、共同不法行為の場合に、どの製薬会社から購入したか判明していなくとも、その1つの製薬会社で十分に損害が生ずる蓋然性がある場合には、どこの製薬会社と特定しなくとも薬を扱っているすべての製薬会社の中からどの会社に請求してもよいという判例が出た。その判例では、国外への請求については行っていないと思われる。

○3事件でそれぞれ被害集団の外延の把握、特定方法はどうしたのか。

○DES事件は流産防止薬として販売していたので、当時の妊婦が対象となった。Dexia社の場合は顧客名簿に基づいて特定した。Shell事件は、無記名株主がおり、これについては知られていない株主と分類され、こうした被害者に対しては新聞広告で通知された。

○拘束力宣言のときに使用されている文言について、具体的にはどのようなものか。

○Shell事件の和解内容については、ホームページから閲覧することができる。裁判所の方で修正を命じることもできるが、当事者の側で任意に修正したものが、裁判所に認定されて、正式な合意内容となる。

○オランダにはクラス・アクションのように強制的に金銭請求する制度はないと考えられるのに、なぜオプト・アウト型の和解が成立するのか。国民性が影響しているのか。もうひとつ、オプト・アウトの枠組みをとっていることの趣旨は、権利関係の確定という趣旨だけでなく、企業のリスク管理の意味からも考えられるのか。

○和解の成立する要因として、コンスメンテンボンドが企業の違法性の確認ができるので、企業は責任を逃れられないということでプレッシャーになっていると考えられる。また、消費者問題を扱っているマスコミや政治問題として扱われた影響が要因として和解がまとまるというように考えられる。後者の質問については、その通りであると思う。

○まず、オランダ民法にこのような集団的和解制度が設けられているということだが、団体が第三者の権利を行使できることの理論的根拠は何か。あと、総額を和解時に特定できない場合、見込み額を提示するのか。その見込み額について特定できないものは、裁判所が判断するのか。裁判所が具体的にどこまで踏み込んで審理をするのか。

○提示される賠償額については総額を提示する。この総額は、団体は見込み額を企業に対して提示するのだが、鑑定人の意見書を出させた上での個別の被害状況を鑑みて裁判所が判断するので、実質的な審議を裁判所は行っていると考えている。弁護士会では、和解での損害額の算定は個別の被害者の事情を考慮

せずに全体として概算しているのので、伝統的な1対1の損害賠償での損害額の評価とは違うのではないかと認識している。

○その意味では、職権探知的な和解であると考えられるのか。

○審問の期日に被害者として意見を言いたいという消費者は出てくる。また、合意を締結した以外の団体も出てきて意見をいう場合もある。それに対して和解は合理的でないという異議が出た場合は、再度鑑定人に鑑定してもらう。そういう意味では、当事者に言わせるのがベストであると考えられる。そして、団体が和解をできるのかということの理論的根拠は、そもそも団体が差止請求を行うことができるという伝統から派生したものであるが、実質的に認められる根拠は、消費者団体の利益のために活動しているという、定款で書かれている利益保護の団体として活動するところに拠る。実際利益保護団体としての実績を持っているというところだろう。理論的根拠としては、第三者のためにする契約というように考えられている。訴訟担当ではなく、訴権が認められていると考えられるのだろう。

○もともとアメリカでも、オプト・アウト型は法定訴訟担当構成であるか否かについて、検討されていないのでよくわからない。しかし、いずれにしろ、定訴訟担当という構成にいきつくだろう。

○実質的妥当性を確保するためには、どういう者が当事者になるのかが重要であると考えられるが、定款にさえ記載すれば団体は請求が可能なのか。

○民法907条3項f号にあるように、単に定款に記載されているだけでは不十分で実際に消費者の保護のための活動を行っていることが必要である。ただ、事件によってはアドホックに紛争のために団体を設立することもできる。そのため、いかがわしい団体も存在することもありうるが、そうした団体については裁判所の方で審理することになっている。

○DES事件のような事件では、総額的な形で損害額を積み上げる方式を採っている。そうした場合、仮に、分配して不足した場合、拘束力がオプト・アウトしていない者に及ぶことの意味について、拘束力を一種の既判力であると捉えれば、既判力に日本でいう双面性のようなものがあり、残額請求をすることができないことになるのか、それども一部請求的な扱いで、残額請求が後に可能になると考えられるのか。

○民法909条5項により、債権額の分配後に、被害者が出てきて、賠償額が不足した場合、現存額に応じて按分され、残額請求できないとされている。ただ、こうした効果は、あくまでの合意の拘束力であって、日本の訴訟法の既判力とパラレルに考えられるかは不明。

○差止めに関する団体訴訟制度の創設は、EUの差止め指令があるが、集团的和解制度が創設された直接のきっかけは何か。EUとの関係か。

○DES 事件がきっかけである。EU との関係では、消費者庁が設置されたのは EU 指令が直接の根拠である。

○集団的な事後的救済請求制度について、EU に創設を促すような指令があり、それを受けて創設したわけではないのか。

○2005 年法当時にそういった制度は EU にはなかった。むしろ最近になって、集団的消費者被害救済に関してグリーンペーパーが発行されている。また、不正競争の中でも価格拘束に対するもので集団被害回復制度が提言されているが、これは DES のような人身損害に対するものではない。

○EU の中でグリーンペーパーやホワイトペーパーが出ており、特にカルテル法の領域で集団的損害賠償請求制度の導入を促すというような動きがあるが、集合的和解制度については、どのような法律違反の場合に利用できるのか。

○こうした制度の適用の外延については、もともとが人身的損害に対して限定されていたものが、財産的損害にまで広がり、かつ少額のものに適用される理論的可能性があるとされる。ただオランダではカルテルをそれほど違法と認識しておらず、実質的に提訴されるかわからない。競争法の分野で集団的和解制度が利用できるかについては、よくわからない。

○集合的和解の確定の手續の概要について伺いたい。

○上訴ができるかにつき、民訴法 1018 条によれば、破棄の申し立てが認められなければ確定する。それ以降、オプト・アウトの手續きに入ることになっている。

○オランダでは 2006 年に成立した消費者保護執行法では、消費者庁が和解の当事者として契約できる制度が設けられている。条件としては、①消費者庁の所掌事務範囲であること、②事業者と団体で合意に至らない場合であること、③消費者庁が介入するのに両者が同意する場合であることである。手續きは、集団的和解と同じ条文による。昨年聞く限りでは、消費者庁が関与したということとは聞いていない。

○もっとも消費者庁のそうした権限は、抑制すべきで、できるかぎり団体に委任すべきであるとしている。

○補充的に行政庁訴訟を行う制度があると考えられる。

○既判力について、見込み総額を求め、被害者への分配後余ったら義務者に返還、分配分に足りなくなっても再度支払う必要がないという両者のバランスについてはどのように捉えているのか。

○条文上は、義務者に優位なものとなっているが、それは、合意で決めたことだからと正当化したものと思われる。

○被害者ごとの賠償が十分に得られなかった場合、訴訟追行者が責任を負わされるというおそれがあるのでは。

- 裁判所が認証しているので、合意の当事者に責任はない。国家賠償を求めるということは理論上ありうる。
- オランダ民法 910 条 2 項によれば、いわゆる近似的分配は否定されているように見えるが、オランダの場合は集合的和解であるから、和解の段階での段階で近似的賠償をするという和解も理論的に可能であると思われる。そういう和解をしておけば、910 条 2 項の問題ではなく、和解の内容に従って近似的分配をするということも理論的に可能なのではないか。
- その通りだと思う。Shell 事件の和解案によると金額が残ってしまった場合、慈善団体に寄付して分配するということも入っていたが、ただし、残額がいくら以下の場合義務者に返還されるという条項になっている。
- それは、つまり和解プラス裁判所の認可次第とされていると考えられるだろう。
- あるドイツの文献によると、オランダでは裁判外の合意によって紛争を解決するという法文化が浸透しており、これに対し、ドイツのように訴訟制度が発達している社会では、こうした制度は成り立ち得ないということが指摘されている。すなわち、法文化と訴訟のあり方が密接に関わっていると思われる。

#### 〈オーストラリア〉

- 成功報酬制で事件が受任されるので、訴訟の濫用はないというのは興味深い。フランスでは成功報酬制が訴訟の濫用の原因の一つと言われる。勝訴の見込みがなくても企業が和解に応じれば弁護士事務所は十分な利益があげられるのではないか。オーストラリアでは終局はどういう形が多いのか。
- データはない。
- 懲罰的賠償のようなものはないのか。
- カナダでは、成功報酬制だけでなく、懲罰的賠償がプラスされ実損害を超えて賠償総額が高額になることで、成功報酬が高額になるため成功報酬制が濫用につながるとされている。ジャックポット理論というのがあって、負ければ当然持ち出しになるが、1 回大きいものをひけば高額となりこれまで負けたものも賄えるのではないか。カナダにもアメリカのような懲罰的賠償、民事賠償はない。オーストラリアでも同じではないかと想像する。
- いまの説明だと、懲罰的賠償を入れなければ成功報酬制は濫用の抑止になるということですね。
- カナダにも懲罰的賠償がないことはない。ただしアメリカのようなものではないということである。
- 3 倍額賠償のようなものがないということですね。
- 取引慣行法には懲罰的賠償はない。ただし、コストは敗訴者負担なのでそれ

- を懲罰的賠償と見るかどうかである。ACCCはこの手をよく使う。
- 取引慣行法では不法行為に基づくクラス・アクションはないという理解をしたが、州法に基づき不法行為を根拠に訴訟を起こすことはできるのか。
  - 公正取引法に Representative Actions はあるが、クラス・アクションはない。
  - 例えば、さきほどのオランダの DES 事件のような人身損害の場合はクラス・アクションを提起することは可能か。
  - 製造物責任に基づいてできる。
  - 逆に航空機事故のような事故型はどうか。
  - 製造物責任なら Representative Actions で、そうでなければ連邦裁判所法に基づいて Representative Proceedings で対応しなければいけない。
  - Representative Actions は取引慣行法に基づくもので Representative Proceedings については一般的な制度と理解したが。
  - 2 ページの連邦法、例として取引慣行法があがっているが、不法行為についてはわからない。
  - 連邦裁判所の管轄だから連邦法に基づく権利になっていると理解でよいか。
  - アメリカの連邦制と同じかわからない。
  - 同じである。
  - 今後調査をして、どのような範囲の事件について対象とできるかわかればご教示いただきたい。
  - 2 点伺いたい。まず、Representative Proceedings が司法アクセスを保障する制度として一般的に受け入れられているということだが、今までの諸外国の研究からしてないとは思いますが、オプト・アウト型であることが裁判を受ける権利を害されるというような議論はないのか。4 ページの 33C 条の衡平法とは何のことか。
  - 衡平法はエクイティのことである。特定履行や差止めなどのことである。裁判を受ける権利についてだが、オーストラリアの憲法で裁判を受ける権利を保障しているかは不明だが、オプト・アウトが認められているので、望まない人は拘束されない。そういった意味で権利を制限されているとは考えにくい。
  - Representative Actions は被害者からの同意が必要であり、そういう面ではオプト・イン的なものであるが、普通に考えると ACCC のような公的機関が遂行するので Representative Proceedings よりオプト・アウトになじみやすい気がするが、なぜこのような制度になったのか。公的な機関が訴訟を迫ることにしての議論があればご教示いただきたい。
  - オーストラリアは基本的にクラス・アクションを認めないので、認めるならなるべく限定的にということで ACCC に限定したのだと考える。
  - 他の国においては、オプト・アウト型を採用する場合、訴訟の主体を限定す

るときには国や消費者団体などに限定するという発想が多い気がする。オーストラリアでは私人に対してオプト・アウト型を、国に対してはオプト・イン型を採用しているのは興味深い。

○同意を得ないで個別の請求権を束ねることはいくら公的機関でも認められない。個人の決定を待つべきである。

○しかし、同じ被害を受けた人はそれが可能であるが。

○国は請求権の主体ではない。同じ被害者であるから許されるというところはある。

○ご説明によれば、Representative Actions にオプト・アウトを導入するというような議論もあるようなので法律が出来てしまえば、そういった議論もなくなる。

○Representative Actions の被害者は、先住民の方や最近の事例では精神的に障害を持っている方などである。ACCC は被害者が多く、被害が少額であるような新しい消費者問題を選んでテストケースとしてやりたいという意向があるようだ。

○理由になっているかは不明だが、生産性委員会の報告書の原文をみると、同じ事業者による大量の被害が増えているという問題も入っているようだ。86年の立法当時は大量被害はなかったようだ。

○立法事実はなかったかもしれないということ。

○年次報告書にワースト10業界というのが掲載されるが、オフィシャル・ファイナンス・サービスがその1位であった。どういったものなのかわからないが、カードスキャンや詐欺商法などがよく報道もされているので、ご指摘の通り背景がかわってきたのかもしれない。

○Representative Actions はあまり使われていないのはなぜか。

○同意を得るのが難しいこと、Injunction は作為、不作為の2種類あるがそれでも何を命令するのか限定されるが、enforceable undertakings は様々な約束ができるからである。

○柔軟に対応できるということですね。

○個人的な意見であるが、日本で救済制度を創設する場合はぜひ、行政と消費者団体が行う場合を分けて設計してほしい。行政には違法行為の再発防止という観点が重要である。

○オーストラリアは英米法系の国であるが、やはりイギリス法の影響が大きいのか。

○イギリス法である。ただし、最近では、反トラストの事例では、アメリカの判例をよく使用しているようである。

○Persuasive power というものである。法的拘束力はないが一定の事実の拘束

はするものである。

○先ほどの説明では、同じ仲間に代表してもらったほうがいいというのは理解できる気もするが、分配の段階になると仲間ではなく対峙する関係となるが、もめたりしないのだろうか。裁判所が関与するのだろうか。

○特定の人々を代表できない場合等の代表者の交代の規定はある。現在イギリスで改正案がでていますが、これはオーストラリア法を取り入れたものであり、最近は逆にオーストラリアがイギリスに影響を与えている傾向が見られる。

○事件によって異なるかもしれないが、Representative Proceedings では、総額判決なのか、それとも個別にいくら支払うという形の判決なのか。

○33Z条(1)(f)だと総額のように取れるが、(e)だと個別のようである。

○行政機関が行う場合は多くの場合は払ったお金が返ってくればよいので、問題によって解決方法が異なってくる。製造物責任だと個別の額の話が出てくる。

○以前ノルウェーの制度を検討したときに総額判決についてご質問が出たが、その後の調査で判明したのでお伝えする。ノルウェーはオプト・イン型、オプト・アウト型の併用である。オプト・アウトの場合は総額判決はできないが、個人名まで要求するものではない。ただし、金額が全員同じ、あるいは単価×数量というような金額の算定基準を示す必要はあり、そういった意味で総額判決ができないということのようである。

以上

#### <配布資料一覧>

- 資料1-1 消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ
- 1-2 消費者庁及び消費者委員会組織図(案)

- 1-3 消費者庁関連3法の関係について
  - 1-4 消費者庁及び消費者委員会設置法
  - 1-5 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に  
関する法律
  - 1-6 消費者安全法
  - 1-7 消費者安全法消費者庁関連3法のポイントについて
  - 1-8 消費者庁関連3法に対する附帯決議（参議院）
- 資料2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法  
律の成立について
- 資料3 Parens Patriae Action に関する補足説明
- 資料4-1 長谷部教授説明資料（オランダ）
- 4-2 長谷部教授説明資料（オーストラリア）
- 資料5 タン教授説明資料

※本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局

消費者企画課消費者団体訴訟室

TEL : 03-3581-9356